



協定書

■■■■ 帯において、防衛省（以下「甲」という。）、ＫＤＤＩ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「乙」という。）は周波数を共用する無線利用者であるため、甲と乙は■■■■ 帯携帯無線通信システムの運用に係る協定を締結する。



（目的）

第一条 本協定は甲と乙との間で、■■■■ 帯携帯無線通信システムの運用について定めるものである。乙は■■■■ 帯携帯無線通信システムの運用者として、本協定の遵守について責任を持つ。

（適用範囲）

第二条 本協定の適用範囲は、甲及び乙とする。また、本協定において、■■■■ 帯は■■■■ から■■■■ までの周波数帯とする。

（運用条件）

第三条 乙は次に掲げる条件の下で、■■■■ 帯携帯無線通信システムの運用を行う。

一 別紙１の地域並びに■■■■ 及び■■■■ 周辺■■■■ 以内においては、■■■■ 帯携帯無線通信システムの基地局のうち■■■■ から■■■■ まで又は■■■■ から■■■■ までの周波数帯を利用する基地局の設置を不可とする。ただし、■■■■ 帯携帯無線通信システムの基地局から甲の無線システムに対し干渉が生じないことを甲が事前に合意した基地局はこの限りではない。なお、事前の合意にあたり、甲は原則として総務省から提供を受けた共用判定ツールを用いて干渉の有無を判定することとし、共用判定に必要な■■■■ 帯携帯無線通信システムの基地局情報については、乙から甲に連絡する。また、甲が必要と認めるときは、甲から乙への要請に基づき、甲及び乙は干渉テストを実施することとし、干渉判定テストの日時等及び必要な■■■■ 帯携帯無線通信システムの基地局情報については、乙から甲に連絡する。

二 別紙２の地域を含むその他の地域においては、甲の無線システムから■■■■ 帯携帯無線通信システムへの干渉を容認する場合において、■■■■ 帯携帯無線通信システムの基地局の設置を可能とし、事前の調整なく携帯無線通信システムを運用することができる。



- 三 前二号の規定にかかわらず、甲が乙に対し[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射の停止を通知した場合は、乙は当該通知後、すみやかに[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止し、通知から45分以内に甲へ停止した旨通知することとする。ただし、[]から[]までの周波数帯を使用する基地局はこの限りでなく、また停波開始日時を指定し通知した場合は、乙は当該日時の前までに停止した旨を通知することとする。なお、甲は原則として総務省から提供を受けた共用判定ツールを用いて電波発射停止地域を特定することとする。
- 四 前三号の規定にかかわらず、甲の事態対処にあたり、乙は以下のとおり、[]帯携帯無線通信システムの基地局の停波等を行うものとする。ただし、[]から[]までの周波数帯を使用する基地局はこの限りでない。
- イ 武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予想事態をいう。）において、乙は対処基本方針の決定を知った後速やかに[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止し、甲へ停止した旨通知すること。
- ロ 事態対処（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条に規定する治安出動、同法第81条の2に規定する自衛隊の施設等の警護出動及び同法第82条に規定する海上における警備行動をいい、武力攻撃事態等への対処を除く。ハにおいて同じ。）において、甲が乙に対し[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射の停止を通知した場合は、乙はすみやかに対象地域内の[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止し、甲へ停止した旨通知すること。
- ハ 事態対処が予見され、甲が乙に対し[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射の停止を予告した場合には、乙はすみやかに対象地域内の[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止できるよう措置を講じること。その後、事態対処が実施される場合は、乙はすみやかに対象地域内の[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止し、甲へ停止した旨通知すること。
- 二 ロ及びハの規定にかかわらず、乙は甲に対する災害派遣要請の対象地域を知り得た場合は、すみやかに当該地域内に設定した[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射を停止し、甲へ停止した旨通知すること。



五 前二号において停止した[]帯携帯無線通信システムの基地局について、その停止の必要がなくなった時点で、甲から乙に対し遅滞なく電波の発射の再開が可能な旨を通知し、乙は当該通知を受けた後に電波の発射を再開する。ただし、予め甲から乙に対し電波の発射の再開が可能な日時を通知した場合は、乙は当該日時以降、電波の発射を再開することができる。なお、乙は[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波発射の停止期間が長期に及ぶなど疑義が生じた場合は、甲へ問合せを行うことができる。

六 乙は[]帯携帯無線通信システムの基地局の運用状況（設置場所、周波数等）について、甲に対し運用開始前に情報提供を行うこととし、甲は無線システムの運用にあたり可能な限り[]帯携帯無線通信システムへの干渉を考慮することとする。

（干渉発生時の対応）

第四条 []帯携帯無線通信の運用に際し、乙は[]帯携帯無線通信システムの電波発射に起因して甲の無線システムに干渉が生じていると見込まれる地域を、総務省を通じて又は甲から直接知らされた場合は、すみやかに当該地域の[]帯携帯無線通信の基地局からの電波の発射を停止すること。ただし、[]から[]までの周波数帯の電波の発射は可能とする。

2 []帯携帯無線通信システムが干渉源でないことを、甲と乙の双方が合意した場合は、乙はすみやかに電波発射の停止を解除するものとする。

（通知先及び連絡先）

第五条 甲からの[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射の停止要請に係る通知先、乙からの[]帯携帯無線通信システムの基地局の電波の発射の停止した旨の通知先及び干渉発生時の対応に係る甲から乙への連絡先は、別に定める。

（共用判定ツール）

第六条 共用判定ツールについて改修の必要が生じた際は、甲及び乙は総務省と協議の上、ツールを改修することとし、改修に要する費用は乙が負担することとする。

（疑義）

第七条 本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙は相互に協議し措置するものとする。なお、上記協議において、甲及び乙が必要と認める場合は、総務省を含



めるものとする。

(改廃)

第八条 本協定は次に掲げる場合には、甲と乙との間で改廃について協議することができる。なお、上記協議において、甲及び乙が必要と認める場合は、総務省を含めるものとする。

- 一 甲の既存無線システムの諸元等が変更された場合(当該無線システムの更新・高度化、新規設置又は廃止の場合を含む)又は甲が新たな無線システムを運用する場合であって甲が必要と判断したとき
- 二 乙が、[REDACTED] 帯携帯無線通信システムの諸元等を変更しようとする場合又は運用要件の変更、運用能力の追加をしようとする場合
- 三 本協定に疑義が生じた場合

(情報の管理)

第九条 乙はこの協定に基づく通知等で知り得た情報の管理を徹底するものとする。

附則

- 1 本協定は、令和5年3月20日から発行する。
- 2 本協定を3通作成し、防衛省整備計画局情報通信課、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社が記名押印の上、各1通を保管する。

令和5年3月20日

防衛省整備計画局
情報通信課 課長

瀬川 篤史



KDDI株式会社



沖縄セルラー電話株式会社





別紙 1

使用制限市区町村

市区町村

(以上)



別紙2

携帯無線通信へ干渉の恐れがある市区町村



(次項につづく)



市区町村

(以上)

